

令和5年第12回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和5年12月22日（月） 午後1時 開会

場 所 市役所 東庁舎 東D会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	山本 一博
教育委員	篠原 玲子	教育委員	青地 弘子
教育委員	沖田 行司	教育部長	沢田 美亮
こども未来部長	中西 尚代	教育部次長	中西 美智代
管理監（幼児担当）	高山 千穂	教育総務課長	池元 貴之
校務支援室長	松本 良恵	生涯学習課長	中西 恵美子
学校給食センター所長	上林 昭	八日市図書館長	松野 勝治
教育研究所長	宮居 伝	学校教育課参事	北川 守一
幼児課長	増井 章恵	児童生徒成長支援室長	西野 篤
学校教育課主幹	林 秀樹	事務局（教育総務課長補佐）	小辰 あつ子

以上20名

開会

教育長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。  
ただ今から、令和5年第12回教育委員会定例会を始めさせていただきます。  
最初に、「会議録」の承認についてですが、委員の皆様には、「第11回定例会」の会議録について、あらかじめ事務局から配付し、御確認いただいていると思います。  
会議録の内容に、御異議はございませんか。

各委員

（異議なし）

教育長

それでは、「第11回定例会」の会議録は承認いただきましたので、後ほど、「山本委員」と「沖田委員」に署名をいただきます。なお、今回の第12回定例会の会議録署名委員は、「青地委員」と「沖田委員」を指名させていただきますので、よろしくお願ひします。  
それでは、次第に従い、進めさせていただきます。まず「1報告」ということで、教育長報告をさせていただきます。

（教育長報告）

まず、12月11日から13日までの3日間にわたりまして本会議一般質問や福祉教育こども常任委員会での質疑の中から、フリースクールに関連する事柄について御報告いたします。

フリースクール利用者に対して通所費の助成をする市町を支援する姿勢を、滋賀県の三日月知事が示されました。東近江市としては助成措置については、課題が多いと申し上げていましたが、県内の市町が県の助成措置を受けて、助成する方向に一気に動きそうになってき

ています。

フリースクールの通所費に対する助成措置については、私は今も課題が多いと捉えています。理由については、何度も申し上げているとおり、フリースクールを運営する運営主体や施設に対する設置基準が定められていないということです。

国のガイドライン（試案）を参考に、市町ごとに基準を設け、それに該当する施設に通う児童生徒の通所費を補助し、その下支えを県が行うと滋賀県知事は話されたようです。

基本的な基準は市町ごとに設けるとするのが県の考え方として、そうすると市町ごとに基準が異なってしまう、東近江市が認める施設を、近江八幡市が認めないといったことも生じる可能性があります、その逆も生じます。こういったことから、県単位で設置基準を設けるべきというのが東近江市の主張であり、そもそも国や県が設置基準を設けようとしがない理由が不明だと感じます。

不登校の子どもたちが多くなり、フリースクールに助けを求める保護者も増えているなど、ある意味過渡期と考えられるため、基準はさておき支援をすべきではないか、走りながら考えていけばいいのではないかと述べられる議員もおられました。事が起こってから慌てることのないようにしなくてはならないと考えています。

先日は、放課後デイサービス施設での送迎死亡事故に関し、運営会社の代表者らが再逮捕されるというニュースが大きく取り上げられました。放課後デイサービスについては、県が設置基準を細かく定めていますし、運営費や利用料などの基準もしっかりと定められており、何より運営も会社など法人が担うこととなっています。それでもあのような事件は発生するのです。事件の大小はあるとしても、子どもたちを預かるということは、命に関わるということであり、一定のリスクを想定しておく必要があると思いますし、運営主体にはその責任を負ってもらわなくてはならないのです。

例えば、その施設内でいじめ事案が発生したとき、ハラスメント事案が発生したとき、暴力事案が発生したときなどの対応はどのようにするのか最も心配するところです。子どもたちは、市町を越えてフリースクールに通っていますし、加害者、被害者ともに市町を越えて存在するわけです。また、このような事案によって傷ついた子どもたちの心のケアは、フリースクールで対応できるのかということを考えておかなければいけないということです。

A市に設置されているフリースクールに通所しているB市とC市の児童生徒間でいじめ事案が発生した場合は、第三者委員会はどの機関が設置するのか。フリースクールが設置するのであれば、その費用が負担できるのか。行政としては、どこの機関が主体的に対応することになるのか。民間のフリースクールは私立に該当するので、市町の教育委員会の所管事項に含まれるのかといったことです。

フリースクールを運営されている方と意見交換をさせていただいていますが、当然、運営されている方はいじめ問題も想定されています。しかし、具体的な対処は費用負担を含め難しい課題と捉えておられました。ボランティアという形では、財政基盤が脆弱で、運営を継続していただくのは大変厳しいと感じました。

東近江市としては、公的な形の教育支援センターであるオアシスなどを拡充し、また必要な学校には別室を拡充する形で、校内教育支援センターを設け、スタッフもしっかりと配置し、学校に行きづらいと感じている子どもたちを、しっかりと受け止め、学びに向かうよう、あるいは社会的自立心を培うよう取り組みたいと考えています。

新聞記事を1枚お配りしました。「社会季評」という記事です。少しだけ読ませていただき

## 教育長

ます。下段の2行目からです。

「火事場には価値が一つしかない。しかし、家庭とは本来価値が複数ある場所なのだ。家族が協力して甲子園を目指すのもいい。でも、家とは甲子園のため「だけ」にあるものではない。あるいは、家が勉強の場所であってもいいけれど、同時にそこは休憩の場所であり、時に撤退するための場所でもある。家庭とは逃げ込める場所であるから心を支える力があるわけで、火事場のように走り続ける場所になってしまうなら、いつか炎は子どもに追いついてしまう。いわゆる「教育虐待」の本質はここにある。」と書かれています。

親も気づかないうちに、子どもに価値観を押し付けてしまうことがあるのだと書かれています。家族の在り方を「ちびまるこちゃん」や「サザエさん」といった、アニメでしか感じ取ることが出来ないという話を先月させていただきましたが、心安らぐ家、家庭が築けていない、持っていない子どもたちが多くなってきているのだと思います。でも、それを家庭のせいにするのではなく、それを補完する場を私たちは築いてあげる必要があるのだと思うのです。

少し関連するかと思うのですが、今日は「その他」として先日開催した中学生議会で提案のあった「家族との時間を持つために児童生徒が平日に休める制度」について意見交換をお願いしたいと思っています。提案内容が書かれた文書をお配りしていますので、また、御覧いただきたいと思っています。朝桜中学校3年の安井夏帆さんが提案してくれたものですが、県議会でも三日月知事や福永教育長は、「有用な取組と考えられ試行や検証を積極的にして、教職員の負担が増すことのないように配慮しながら制度設計をする必要がある。」と前向きな答弁をされています。

私も中学生議会の答弁で、「大変良い取組だと考えているので、教育委員の皆さんと意見交換をしたい。」と答えさせていただきました。今日は愛知県での「ラーケーション」の事例を紹介しながら、意見交換をさせていただきたいと思っております。

また、もしそういった制度を取り入れるとしたら、安井さんが提案してくれた「学び」と「バケーション」を合成した言葉、「マナバケーション」「マナバケ」というネーミングを使わせてもらいたいとも答弁しておりますので、紹介させていただきます。

いずれにしても、滋賀県が具体的な検討を始めるということですので、制度として県を先行することではなく、足並みが揃えられればいかと考えておりますし、家庭の在り方を見つめ直す機会になればと考えておりますので、ぜひ忌憚のない御意見をいただければありがたいです。

教育長報告は、以上とさせていただきます。

次に教育部長から報告をお願いします

(教育部長報告)

## 教育部長

皆さんこんにちは。昨日から寒さが一層厳しくなってきました。12月に入り東近江地域では、インフルエンザの警戒レベルが続いています。市内の小中学校では、昨日現在で2学級が学級閉鎖となっており、12月中は、小学校で延べ54学級、中学校で延べ21学級が、学年または学級閉鎖となっています。特に能登川南小学校では、罹患者が急増し、12月5日から8日までを学校閉鎖としました。本日は全ての学校で2学期の終業式が行われていますが、学校においても家庭においても基本的な感染対策を忘れずに、3学期も元気な子どもたちの姿が見られるよう願っています。

最初に議会関係の報告です。教育長報告でもありましたが、12月11日から13日までの3日間、一般質問が行われました。内容につきましては、お手元の資料のとおりですが、再質問を含め、主な答弁を御報告いたします。

櫻議員からは、教育の現状と施策についてというテーマで、従来型の学校とは違う「探求型学習を主軸とした学びのモデル校」や「小規模特認校」を設置する考えや、「児童生徒成長支援室」の拡充策、ホームスクーリングの具体的な内容、学校運営や授業改善の方向性など「主に不登校対策に関わる課題等」を11点にわたり質問をいただきました。

基本的な不登校への対策としては、「魅力ある学校づくり」をテーマに特別活動を柱とした学校学級づくりに努めるとともに、新たな学校での居場所づくりとして「校内教育支援センター」を相談体制や進路指導等の機能、人材を充実させた上で、新たに設置する旨を答弁しています。

更に児童生徒成長支援室の名称変更や、施設内容の周知など利用しやすい体制を整備することで、議員が指摘する「学びのモデル校」や「小規模特認校」などは設置しないことを明言しています。

安田議員からは、部活動の地域移行が進む中で子どもたちの体力の低下についての質問があり、コロナ禍を経て子どもの体力は低下している傾向にあり、保健体育の授業改善に取り組んでいく旨答弁をしました。なお、部活動については、地域移行といったことではなく、地域連携により持続可能な形になるよう引き続き議論を重ねていくと答弁をしています。

次に、吉坂議員からは、「COCOLOプラン」についていくつかの質問がありました。

「COCOLOプラン」は、令和5年3月に文部科学省から公表されたプランで、急増する不登校児童生徒が、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策として策定されました。

質問では、保護者等への相談体制や校内教育支援センターの設置、教育支援センターのオンライン指導の現状と指導体制の確立等について質問がありました。

特に校内教育支援センターは、10月の教育委員会定例会において報告しましたとおり、加配教員や支援員などを常設させ、更にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察関係者などが児童生徒や保護者などの相談体制を充実させていくことを方向性として答弁しています。

予算の関係がありますので、設置箇所数や人員数等は答弁を差し控えましたが、新たな校内教育支援センターの設置と児童生徒成長支援室の充実などにより、更に積極的に不登校対策に努める旨答弁をしています。

また、井上議員からは、不登校対策などの取組について、不登校の要因や傾向、校内教育支援センターの早期設置、学校や教員の負担軽減策などについて質問があり、先ほどの吉坂議員と同様により積極的に不登校対策に努める旨答弁をしています。

また、学校や教員の負担軽減策についても、第三者である外部の関係機関や地域が連携して子どもや保護者に寄り添うことが大切であると答弁しています。

最後に田郷議員から、小中学校体育館へのエアコン設置と、学校給食費の値上げより無償化、フリースクールに関する市長発言について質問がありました。

体育館へのエアコン設置については、中学生議会においても質問がありましたが、児童生徒の安全を守るために暑さ対策はしっかりと行うべきであるが、エアコンの設置については計画していない旨を答弁しています。

教育部長

また、学校給食費については、なぜこのタイミングでの値上げか、学校給食運営委員会での答申及び付帯意見の内容、最終的には無償化の考えについて質問がありました。これまでも同議員からは同様の質問が出ていますが、一貫して賄材料費は保護者が負担することが原則であると答弁しており、材料費の高騰が一定落ち着いたこのタイミングで値上げせざるを得ない旨答弁しています。また、付帯意見の国の給付金や市独自での一般財源からの支援については、国の動向等、情報収集に努めるとともに、庁内の各部局とは引き続き協議をすることとしています。

市長発言については、教育長報告のとおりですので詳細は省かせていただきますが、特にフリースクールへ通う家庭への支援については、国や県において基準や枠組を検討されており、今後も注視していく必要があると考えています。

同じく議会関係では、15日に福祉教育こども常任委員会が開催され、教育部から上程した学校給食賄材料費の補正予算と東近江市少年センター条例の制定、やわらぎホールの指定管理者の指定についての3議案について御審議をいただきました。いくつかの質問や資料の再提出などがありましたが、最終的には提案内容の理解はいただき、議会最終日の議決を待つこととなっています。

最後に1月7日に挙行いたします成人式に先立ち、12月20日(水)、成人式実行委員会のメンバーが市長へ挨拶に来られました。市長には式辞の依頼をするとともに、当日のオープニングで流す動画の撮影を行うなど、終始和やかに時間を過ごしてもらいました。

成人式の内容は、このあと各課からの報告において生涯学習課長から説明させていただきますが、新成人にとって心に残る成人式となることを祈念しています。また、委員各位におかれましては、お忙しい中とは存じますが御出席いただきますようよろしくお願い申し上げます。教育部からの報告とさせていただきます。

教育長

それではこども未来部長から報告をお願いします。

(こども未来部長報告)

こども未来部長

皆様、こんにちは。こども未来部の中西でございます。それでは、こども未来部から報告をさせていただきます。

今年もあと僅かとなり、慌ただしくなってきました。

さて、滋賀県全域にインフルエンザ警報が発令され、幼児施設においてもインフルエンザの感染者が増加しており、12月に入り昨日までに7園で学年閉鎖や学級閉鎖、登園自粛を実施しております。現在は、ひまわり幼児園、ふたばこども園の2園で学年閉鎖、学級閉鎖、登園自粛を実施しております。

次に、11月23日(木・祝日)に「令和5年度保育の日の集い」が開催されました。毎年、勤労感謝の日に開催されており、今年度は東近江市、日野町、竜王町の担当であったため、八日市文化芸術会館での開催となり、小椋市長に来賓として出席していただき、御挨拶をいただきました。滋賀県内の保育関係者、総勢660人を超える参加がありました。永年勤続の表彰等の式典の後、環境講師、科学実験講師として認定を受けておられる「eco実験パフォーマー らんま先生」による実験とトークでエコの大切さを伝える公演が行われました。

次に、12月市議会定例会での一般質問につきまして、報告いたします。今議会では、こども未来部への質問は井上議員から子どもの居場所づくりや移動図書館を活用した孤立未然

こども未来部長	<p>防止対策などの子ども政策における企画調整についての質問をいただきました。</p> <p>本市では、誰でも自由に利用できる居場所づくりを地域と調整しながら推進しており、つどいの広場や児童センターがその機能を果しており、ほかにもまちづくり協議会では夏休み期間中の子どもの居場所づくりを実施しています。また、移動図書館は、地域の人々の出会いや交流の場となり、孤立の未然防止につながっていると考えている旨の答弁をいたしました。</p> <p>その他、12月15日の福祉教育こども常任委員会では、令和5年度の補正予算と、議案では、「東近江市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正する条例の制定」及び「東近江市立御園こどもの家等の指定管理者の指定につき議決を求めること」について御審議いただきました。</p> <p>以上、こども未来部の報告といたします。</p>
教育長	それぞれ報告が終わりましたが、御意見、御質問等ございませんか。
山本教育長職務代理者	教育部長の報告の中で、委員会で資料の再提出があったと言われましたが、どの議案の再提出ですか。
教育部長	資料の再提出につきましては、議案そのものではなく、その他事項「学校給食費の改定について」の説明資料を追加で提出したものです。
山本教育長職務代理者	給食費のことですね。
教育部長	はい、そうです。
篠原委員	田郷議員の質問のところで、要保護、準要保護という言葉が出てきますが、あまり聞いたことのない言葉なので説明をいただければと思います。
教育部次長	要保護というのは、生活保護を受けておられる世帯で、準要保護というのは、生活保護の受給まではいかないけれど、生活保護基準の1.2倍の所得までの世帯を対象としまして、困窮世帯に給食費や新入学用品など他にもいろいろ項目について給付している世帯のことです。
篠原委員	就学援助受給者という中にこの二つがあるということですか。
教育部次長	はい、そうです。
山本教育長職務代理者	この給付金15,331,122円の財源について、国、県、市の割合はどうなっていますか。

教育部次長	全て市の一般財源です。
山本教育長職務代理者	市によっては給付をしていないところもあるのですか。
教育部次長	ほぼされていると思います。ただ、その基準が東近江市は生活保護基準の 1.2 倍以下となっていますが、1.5 倍など市町によって若干違います。
山本教育長職務代理者	分かりました。
青地委員	議会答弁の中で、櫻議員の質問に対する答弁の部分ですが、「本市の児童生徒成長支援室が開設しているオアシス教室などが、学びの多様化不登校特例校の役割を担っている。」というところまでは納得します。次の行に「また、今年度から『魅力ある学校づくり』をテーマに特別活動を柱にした学校・学級づくりに取り組んでおり…」とありますが、今年度からということは、全校が取り組んでいるということでしょうか。
学校教育課参事	全校が取り組むように市教育委員会が指導しています。
青地委員	そういう意味ですね。これをテーマに全校が取り組んでいるということではないのですね。
学校教育課参事	自治的な学級づくりをするという原点に戻って、もう一度特別活動を市として強化プランを作成し、充実させようということです。
青地委員	今年度からと書いてありますが、私は以前からとっていましたのでこの言葉が気になりました。
学校教育課参事	市内 31 校がみんなで行き合うということなんです。
青地委員	従来からそのように取り組んできていると思いましたが、少し気になりました。
教育長	ありがとうございます。続きまして、「2 議案」に移ります。 「議案第 27 号 東近江市立学校通学バス運行管理規則第 3 条第 1 項第 2 号に定める地域について」担当課から説明をお願いします。
教育総務課長	教育総務課の池元です。よろしくお願いします。 私からは、議案第 27 号「東近江市立学校通学バス運行管理規定第 3 条第 1 項第 2 号」に定める地域について永源寺相谷町を加えたく、説明させていただきます。

資料1、2、3を用意しておりますので、そちらを御確認ください。

まずは、資料1の「東近江市立学校通学バス運行管理規則」（抜粋）を御覧ください。

第3条に通学バスの利用者について記載されています。

第1号に、小学校に通学する児童で通学距離が1学年、2学年は片道3キロメートル以上、3学年から6学年までは片道4キロメートル以上のものということで利用ができる児童の要件として記載しております。

第2号には、前号に定めるもののほか、特別な事情により東近江市教育委員会が定める地域に居住するものと定められており、現在該当する地域としましては、平成26年に承認されました和南町のみとなっておりますが、今回この地域に「永源寺相谷町」を追加したく提案させていただくものです。

続きまして、資料2の永源寺東部地域図を御覧ください。現在の通学バスの運行状況を記載しています。

通学バスは、佐目町から東部（永源寺ダムから三重県側）の地域に在住する児童、生徒が利用しています。これらの地域は、山上小学校まで4キロメートル以上、永源寺中学校まで6キロメートル以上となっており、今年度は小学生9名、中学生4名の計13名が利用しています。

続きまして、永源寺相谷町についてですが、通学距離が2.8キロメートルとなっており原則徒歩通学地域となっております。しかし、国道421号線を通行しなければならないこと、また、交通量も多く歩車道の区分もないため大変危険であることから、現在は公共交通機関であるちょこっとバスを利用して通学することを認めています。

なお、下校時の運行時刻は、山上小学校前バス停14時18分と予約運行となる16時10分の2便があり、4校時の場合は14時台のバス、6校時の場合は16時台のバスに乗車しています。

しかし、来年度から授業時数の変更に伴い、月曜日から金曜日まで5校時の15時下校となる見込であるため、下校時の時刻に合うちょこっとバスの運行便がないことから、通学バスの利用について検討しました。

資料3を御覧ください。

令和6年度は永源寺相谷町も含んだ場合18名の児童生徒が乗車し、令和7年度以降の推移を見ましても、現在の通学バスの乗車定員28名（運転手除く）を越えないことから、当面の間は乗車可能と判断するとともに、永源寺相谷町は国道421号線沿いで現在の通学バスの運行ルートに大きな変更が生じないことから運行管理面においても問題がないと判断しました。

ただし、バスの使用料については、往復利用の場合は月額2,200円、片道利用の場合は月額1,100円をいただくこととなります。

以上、今回「通学バス運行管理規則」第3条第2号の地域に永源寺相谷町を加えたく提案するものです。

御審議よろしく申し上げます。

ありがとうございます。説明は終わりました。この件について、御意見、御質問はございませんか。



山本教育長職務代理人	発端というのは、保護者から声があがったのですか。
教育総務課長	今回、学校の授業時数の見直しがありますので、校長先生から御相談がありました。保護者から御相談を受けているということは特にありません。
山本教育長職務代理人	全員が利用を希望することが原則と書いていますが、利用されない人も実態としてあるのでしょうか。
教育総務課長	あまり考えにくいですが、そうなれば保護者で対応していただくことになるかと思いません。
教育長	通学バス運行管理規則では、4キロメートル以上の児童についても費用負担があるんですよ。佐目町から東部の地域については、4キロメートル以上は全額免除でしたか。
教育総務課長	はい、全額免除となっています。永源寺相谷町は2.8キロメートルですので、御負担いただくことになります。
教育長	費用負担がなければ利用されると思いますが、費用負担があれば保護者の通勤途中であるなどといった理由で使われない場合もあるかもしれませんね。
教育総務課長	今もちょこっとバスを使っておられますので、利用料が無料から有料になるということではありません。
教育長	利用料はちょこっとバスと同じ金額ですね。 みなさん、よろしいでしょうか。では、議案第27号につきまして、御承認いただけますでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	ありがとうございます。では、「議案第27号 東近江市立学校通学バス運行管理規則第3条第1項第2号に定める地域について」は原案のとおり承認といたします。 続きまして、「議案第28号 東近江市児童生徒成長支援教室設置要綱の一部を改正する告示の制定について」担当課から説明をお願いします。
児童生徒成長支援室長	学校教育課児童生徒成長支援室長の西野です。 議案第28号 東近江市児童生徒成長支援教室設置要綱の一部を改正する告示の制定について説明させていただきます。 まず、提案理由についてですが、東近江市児童生徒成長支援教室設置要綱は、平成19年4月1日に施行され、現在に至っています。 この間、平成29年2月に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保

児童生徒成長  
支援室長

等に関する法律」、いわゆる「教育機会確保法」が施行され、これに伴って文部科学省から基本指針が示されました。また、その後、「不登校児童生徒への支援の在り方について」等の通知等が出されています。

この度は、これらの趣旨や内容に適合するよう、また現状が反映されるよう改正を求めるものです。

総じて、現行の要綱が、学校復帰に重きを置いて、設置や事業、利用者について記されているところを、「学校復帰という結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することに重きをおく必要がある」という立場から見直し、改正を図ろうとしているものです。

具体的な変更点を申し上げます。

設置について定めた第1条中、「不登校をはじめ学校で不適応を起こしている児童生徒を対象に、相談活動、学習支援、活動支援等を実施し、学校生活への復帰を援助するため」とあるところを、「不登校の状況にある児童生徒を対象に、社会的自立や学校生活への復帰を目指した支援を行うため」に改めます。

支援内容を示していた、「相談活動、学習支援、活動支援等を実施し」の部分については、ここでは削除し、第3条中により具体的に示しています。

事業について定めた第3条の第1号中、「子どもの居場所づくり及び学校復帰支援に関すること」とあるところを、「不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善に関すること」に改めた上で、第2号を削り、第3号を第2号とします。

「集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善」については、文部科学省が教育支援センター整備指針の中で示している内容であり、現在、支援教室で取り組んでいる内容でもあります。

また、同条第4号中「児童生徒」の前に「不登校」を加え、同号を第3号とします。

続きまして、利用者について定められている第4条中、「不登校の状態が継続し、本人及びその保護者が学校への登校を望んでいる小・中学生とする」を「東近江市内に居住する小中学生で、在籍校の校長が支援教室で支援を受けることが適切であると認めた者とする」に改めます。

通室を検討している時点で、学校への登校を望んでいるかどうかに関わらず、通室して支援を受けることが適切である児童生徒を利用者として、また、東近江市内に居住する小中学生が対象であることを明示するようにしています。

最後に、第5条中「所属の学校長」を「在籍校の校長」へと文言を改めます。

説明は以上でございます。審議のほどよろしく申し上げます。

教育長

ありがとうございました。説明は終わりました。御意見、御質問はございませんか。

山本教育長職  
務代理者

4条の変更は、御家族が望むか望まないかは別に学校長が判断するということは、本人あるいは家族の意思はどうなるのですか。

児童生徒成長  
支援室長

当然、学校で十分にアセスメントをされて御家族と御本人とも相談された上で校長が判断するという意味合いでこのように書かせていただきました。

山本教育長職務代理者

分かりました。

教育長

他にございませんか。  
では、議案第 28 号につきまして、御承認いただけますでしょうか。

各委員

(異議なし)

教育長

ありがとうございます。では、「議案第 28 号 東近江市児童生徒成長支援教室設置要綱の一部を改正する告示の制定について」は原案のとおり承認いたします。

続きまして、「3 協議事項」に移ります。

「東近江市児童生徒成長支援教室の名称変更について」担当課から説明をお願いします。

児童生徒成長支援室長

続いて、学校教育課児童生徒成長支援室長の西野から説明いたします。

東近江市児童生徒成長支援教室の名称変更について説明いたします。

支援教室は現在、東近江市文化交流センター 2 F の教室を「オアシス教室」、能登川コミュニティセンター別館 2 F の教室を「さわやか教室」、蒲生支所 3 F の教室を「チャレンジ教室」と呼んでいますが、これを令和 6 年度から、それぞれ、「オアシスようかいち」、「オアシスのとがわ」、「オアシスがもう」に改めたいと考えています。

また、総称として「子どもオアシス」を積極的に使うようにしたいと考えています。

理由としましては、現在の名称に次の 4 点で課題が見られるためです。

一つ目は、支援教室の名称として、学校関係者の中では「オアシス」が広く認知されているため、学校から保護者への案内時に「オアシス」が用いられ、実際の見学や体験に、さわやか教室やチャレンジ教室を案内した際に、「オアシスではないのか」と不信感を招くケースがあった点です。

二つ目は、このような誤解を招かないよう、総称としては通称の「子どもオアシス」は使わず「児童生徒成長支援室」を使うようにしてきましたが、「児童生徒成長支援室」には堅いイメージ、響きがあり、親しみにくく壁になることもあるとのことなど不評であることが上げられます。

三つ目は、教室の名称の持つ意味から、「チャレンジ教室は何かチャレンジするところですか」などと、支援内容を誤解されるケースがある点です。

さらに、三つの教室の名称が異なるために、教室によって支援方針や内容等が異なると誤解される可能性も考えられます。

以上のことから、次年度から 3 教室全ての名称を「オアシス」に統一し、後ろに所在地を付けることで区別できる形にしたいと考えております。

説明は以上です。

教育長

説明は終わりました。この件について、御意見、御質問はございませんか。

沖田委員

この支援室に通う子どもたちは、「オアシス」という用語に関して特別な印象を持っているのでしょうか。

児童生徒成長 支援室長	今、通っている子どもたちは、「チャレンジ教室」、「さわやか教室」という名称で馴染んでいると思うので、続けてくる子どもたちには、来年4月から名称が「オアシス」に変わったことを伝えていく必要があるかと思いますが、そのことで子どもが通いにくくなるなどといったことはないと思います。
沖田委員	名称が変わったときに子どもたちに分かりやすく、理解されるようぜひよろしくお願ひします。
篠原委員	「オアシス」は、フリースクールに該当しますか。
児童生徒成長 支援室長	いいえ、いわゆるフリースクールではなく、ここは教育支援センターと呼ばれる公のものです。
篠原委員	私の知人が、「フリースクールに行っている。」と言われたので、一般的なフリースクールをイメージしていたのですが、「オアシス」のことだったんです。ですから、私もイメージがしづらいとあって、フリースクールと言ってはいけないのですか。
児童生徒成長 支援室長	<p>そうです。フリースクールではありません。報道等でフリースクールの名称についていろいろながながと流れているため、学校外の居場所はフリースクールと保護者が勘違いされている部分は多くあると思います。</p> <p>基本的には、フリースクールとは何かというものがなく、一般的にフリースクールと呼ばれています。「オアシス」は東近江市が運営している教育支援センターと文部科学省が呼んでいるものに該当します。</p>
教育長	<p>保護者は、子どもたちが通いやすい場、通える場を公的な機関に求めておられるところがあり、公的な場所には通いづらいというように壁を感じられる部分があります。我々としては、多くの子どもたちが通えるようなスペースとして「オアシス」を設けたいと思っています。</p> <p>この前もこちらからフリースクールを訪ねたり、フリースクールの方が「オアシス」を訪ねてこられたりしました。そういった中で意見交換をしながら、できるだけハードルを下げながら、機能的に言えば同じような機能になって、フリースクールに求められる部分も「オアシス」で提供できるような形になればいいと思っています。ただ、定義がありませんので、フリースクールというのは、基本的には民間が運営されている施設という定義しかありませんが、子どもたちが通いやすいような施設にしたいという思いの中で、フリースクールの情報、どういう形が良いのかということなどを考え併せて、工夫を加えていきたいと思っています。</p>
沖田委員	無原則にフリースクールを認めていけば、日本の義務教育制度が根幹から揺らいでくるといふ非常に大きな問題があります。義務教育制度の中で、居場所というものを教育的に配慮していくということが本当は好ましいのだと思います。無原則に学校へ行かなくてもそこへ

沖田委員

行けばいいというのは疑問が残ります。これは感想です。

青地委員

公的な機関としての「オアシス」という存在、私的な部分として「フリースクール」と従来言われている存在、そして校内教育支援センター、これは別室教室として子どもたちが入れる教室があるということですが、この辺の住み分けは保護者もですが私たちも分かりにくく、どういう違いがそれぞれあるのか、どういうメリット、デメリットがあるかを分かりやすく整理しないと混乱するのではないかと思いますので、これから私たちも一緒に考えて、きちんと把握していきたいと思います。

教育部長

第10回教育委員会定例会でも御説明しましたが、新たに校内教育支援センターというのが「COCOLOプラン」で位置づけられ、あくまで、不登校になるかならないかの児童生徒をまず救っていこうというのが、校内教育支援センター、いわゆる別室登校の充実したものといったイメージを思っただけであればよいかと思います。

一方、「オアシス」、「フリースクール」につきましては、一定不登校が進んだ児童生徒を対象にして、学校復帰だけではなく、自立するエネルギーをためる場所ということで、いろいろな状態の子どもたちがいますので、個々に合わせた形で支援していこうというのが、教育支援センターであり「オアシス」の位置づけだと整理をしています。ただ、「フリースクール」も同様の体制でされていると思います。

青地委員

保護者が選択する時にどこを基準に選択しているのかを知りたいと思います。

教育部長

実際に「親の会」の方と話していると、「オアシス」を見学して、子どもがその環境に馴染めなかった、Aのフリースクールにも馴染めなかった、でもBのフリースクールに行けば馴染めたということで、子どもの状況によって様々かなと思います。できるだけそのハードルを「オアシス」では取り去って、例えば学校で使っているような机は学校を思い出すので行きにくくなるという意見もありましたので、その辺のハードルを下げっていくことも大切なことかと思っています。

青地委員

名前の変更と併せて、そういった部分も細かく分析しながら捉えていく方向に動いていただきたいと思います。

児童生徒成長  
支援室長

参考ですが、「オアシス」の強みは、ほかのフリースクールにはできないことだと思いますが、完全な個別対応をしています。ほかの子どもに会うのが嫌だ、一人だけなら来られるという子どもがたくさんおり、そういう子どもたちを救えるのは「オアシス」しかないのかなと思っています。一人の子どもに一人の支援員が付き、一つの部屋で対応しています。パーテーションでも嫌だ、通う途中で子どもの顔が見えるのも嫌だという子どももたくさんいますので、特にエネルギーが落ちた子どもたちを救えるのは「オアシス」しかないと思います。

逆に、フリースクールだと個別はできないので、ほとんどが小集団の活動をされています。ある程度エネルギーがあり、そういうところで対応できるならそちらに行っておられる方が多いと思います。このように違いはありますので、個別のところはこれからも大切にしていかなければならないと思っています。

青地委員

ありがとうございます。

教育部次長

今、フリースクールに通っている市内の子どもたちについて、「オアシス」に足を運んで合  
わなかったので、フリースクールに行ったということではなく、はじめからフリースクール  
に通っておられる子どもがほとんどです。

学校から「オアシス」を紹介するという流れがうまくできておらず、先生が「オアシス」  
へ行きませんかと言うと、学校から見放されたと思われるため、そこを勧めにくいという課  
題があり、「オアシス」を飛び越えてフリースクールへ行っている子どもが多いのです。

校内教育支援センターを作ることで「オアシス」とつながりやすくなったり、また「オア  
シス」へ行った子どもが、教室にはすぐに戻れないけれど、校内教育支援センターをステッ  
プにして、そこから教室へ復帰するなど、今作れていない流れを作る仕組みができないかと  
考えています。このように名称を変更することによって、「オアシス」の利用がもっと増えれ  
ばいいと考えています。

篠原委員

先ほどの保護者は、説明するために「フリースクール」という言葉が言いやすいから使っ  
たのではないかという気もします。それは敷居が低くなっている証拠だと思っています。「フ  
リースクール」という言葉が分かりやすいので、やっていることが同じであれば、私は「オ  
アシス」が市のフリースクールと言ってしまってもいいのではないかと思います。

選択の一つとして児童生徒成長支援室「オアシス」というよりも、「市のフリースクールと  
民間が運営しているフリースクールもありますよ。」というくらいの入口にしてもいいのか  
なと思います。そこを、頑なに児童生徒成長支援室というのはどうしてなのかなと思っ  
てしまいます。

教育部次長

おそらく、名称だけの問題ではなく、学校の匂いがすると言われます。また、学校と繋が  
っているのでハードルが高いと思われる御家庭もあると聞いています。

篠原委員

私はその保護者しか知らないのですが、他の方がどう思われているのか分かりませんが、その  
方は、「フリースクールに楽しんで行っているんです。」とうれしそうに言われていましたの  
で、それでいいのではないかなと思いました。一人の方の意見として、そういう言葉も使い  
方なのかなと思います。

教育部次長

皆さんがそう思ってくださいればいいのにと 생각합니다。ハードルが高いと思わないでいただ  
けるといいのですが、どうしても公的な施設ということでハードルが高いと感じられるよう  
です。

教育長

フリースクールに通っている子どもの保護者の会の方と話すとはほとんどの方は、児童生徒  
成長支援室のことを御存知です。そこに足を運んで判断したのではなく、あとから知られて  
も再度考えようということにはつながらないのが現状かと思っています。

篠原委員が言われたように、そういう部分はあるのかも知れません。そういったことも聞  
きながら、柔らかい考え方の中でできるだけ多くの子どもたちが通えるような方法を取りた

教育長

いと思っています。

別室については、現在もいくつかの学校に設けています。ただ、設けていないところも保健室を使っていたり、校長室で対応したりしながらいろいろな形で登校しにくい、教室に入りにくいと思っている子どもたちを預かるスペースを作っています。該当する子どもたちがいるところには、まずはスタッフを揃えたいと思っています。

子どもたちは行きづらいと思いながらも保護者に促され、いろいろな形で学校に来て、教室には入れないけれど、少し力が抜けるような、そして力が蓄えられるような場所でしばらく過ごして、教室の声を聞きながら少し教室へ行ってみようかなという思いを高めもらえるといいなと思っています。

沖田委員

質問ですが、「オアシス」は専門の心理士が対応されると思いますが、フリースクールはどうでしょうか。そういう専門家がおられるのでしょうか。

子どもが学校に行きたくないからフリースクールがいいと言われたときに、フリースクールの基準は明確なものはありませんが、きちんとケアできるような専門家は配置されているのでしょうか。何となく「オアシス」は学校の匂いがするのが嫌だからフリースクールへ通わせるとなれば、もちろん居場所を提供することに意味はあると思うのですが、教育の放棄だと思えます。専門家が配置されるのは自由だと、先ほどフリースクールが流行ったら義務教育が解体するといったことを言いましたが、やはり自立するように子どもたちを教育していくというのは、市の責任でもあると思います。フリースクールはいいんだと言ってしまうことの危うさというのはあると思います。それを将来的にフリースクールのきちんとした基準を設けておかないと、結局学校へ行かなくてもそこへ行けばいいという考えだけでは問題は解決しないのではないかと思います。

教育部長

フリースクールというのは、学校が嫌だから自動的に行くのではなく、行きたくても行けない子どもの居場所という位置づけであり、保護者からすればやはり義務教育を履修してほしいというのが願いかと思っています。そういうところで、一定の歯止めがかかるのかなと思います。ただ、あくまで善意的な見方ですので、沖田委員が言われるとおりの学校が嫌だからフリースクールへ逃げてしまうという恐れもありますので、フリースクールは認めますが、全てが全てフリースクールを認めるのはどうかとも思います。

青地委員

先ほどの意見に付け加えですが、私は、この問題について考えるのにちょうど良い時期だと思っています。良い問題提起になったのではないかと捉えています。

物ごとというのは比較して見ることによって、いろいろなことが明らかになってきます。それぞれの違いも明らかになりますし、特徴も明らかになります。例えば具体的に言うと、「オアシス」、「フリースクール」、「校内教育支援センター」その辺の枠を作ってそれぞれの比較をしながら分析してみると、それぞれに必要なところも見えてくると思います。比較することによって、イメージや雰囲気ではなく明らかになってくるかと思っています。当然、対象の子どもがどの枠に行くのが良いのかが保護者も分かりやすいのではないかと思います。

教育長

ありがとうございます。

校内教育支援センターについては、鈴鹿市に先進事例がありましたので、視察に行っても

教育長

らいました。フリースクールにも通えなく、家にこもってしまった子どもを「オアシス」等に来てもらうのは非常に難しいと思います。そういう中で、少し学校に行きにくいなと感じ始めた段階での子どもたちを校内教育支援センターでしっかりと受け止めて、まず学校の中で少し居場所があるような形を整え、教室に戻るチャンスを見計らう形で自分自身が教室へ戻ろうと思ってくれる場面が多くできるといいと思っています。鈴鹿市は、事例としてそういうことが多くあり、急激な右肩上がりに増えている数値が横ばいくらいになっているということでしたので、そういう形が東近江市でも取ればと期待しながら来年度からスタートを切りたいと思っています。

一度決めたことに固執せず、柔らかい感じで工夫を加えながら、子どもたちが学校や支援センターに足が向くような取り組みを進めたいと思っていますのでよろしくお願いします。

それでは、「4 報告事項」に移ります。「福祉教育子ども常任委員会について」教育部から報告をお願いします。

生涯学習課長

生涯学習課の中西です。よろしくお願いします。

東近江市少年センター条例の制定について御説明いたします。

東近江市少年センター条例案と概要を御覧ください。

本条例は、少年の非行防止及び健全育成を図ることを目的として、東近江市少年センターを設置するため、設置、運営に関する内容を定めるものです。

条例提案の背景としまして、現在の東近江少年センターは、平成 17 年 11 月に東近江少年センター及び愛知郡少年指導センターが統合して以来、東近江市及び愛荘町が合同で運営を行ってきました。

しかしながら、昨今の少年を取り巻く環境が複雑多様化していることから、両市町の行政施策との効果的な推進が必要となるため、令和 6 年度から 2 市町がそれぞれ単独で少年センターを設置、運営することとなりました。

本市においては、少年センターを、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条に規定する教育機関として設置することとして準備を進めております。

条例の内容でございますが、東近江市少年センターの位置を現在少年センターのある「五個荘竜田町 2 番地 3」とし、その設置及び運営に関する事項について定めるものです。

施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日としております。

少年センターを単独設置することの効果としましては、庁内の関係部署や学校、警察などの関係機関等との連携強化及び効果的な施策の推進を図ることで、地域の少年に対する支援を拡充できると考えております。

県内の状況としましては、少年センターを単独設置している 9 市のうち、彦根市を除く 8 市において、同様の条例が制定されています。なお、条例の第 5 条に「この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。」としております。少年センター条例施行規則の制定について、改めて定例教育委員会の場で御審議いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長

この件について、御意見、御質問はございませんか。



各委員	(意見、質問等なし)
教育長	続いて、東近江市やわらぎホールの指定管理者の指定につき議決を求めることについて説明をお願いします。
生涯学習課長	<p>それでは、引き続きよろしく申し上げます。</p> <p>東近江市やわらぎホールの指定管理者の指定につき議決を求めるものです。</p> <p>やわらぎホールの施設指定管理業務につきましては、令和6年3月31日をもって管理運営に関する協定期間が満了いたしますことから、指定管理候補者を、去る9月25日に審査し選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものです。</p> <p>指定の相手方候補者は、東近江市朧光寺町262番地、一般社団法人能登川地区まちづくり協議会です。指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とさせていただきます。なお、指定管理者及び指定の期間3年間は、現行と変更はありません。</p> <p>やわらぎホール指定管理者の指定についての説明は以上です</p>
教育長	この件について、御意見、御質問はございませんか。
各委員	(意見、質問等なし)
教育長	続いて、東近江市学校給食費の改定について担当課から説明をお願いします。
学校給食センター所長	<p>学校給食センター所長の上林でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>「福祉教育こども常任委員会」では、議案第67号令和5年度東近江市一般会計補正予算第8号中、学校給食費に係る部分の説明と東近江市学校給食費の改定についての報告をさせていただきます。</p> <p>まずは、資料No.2「年度別賄材料費内訳及び不足給食費月額一覧表」を御覧ください。</p> <p>これは、「学校給食費の改定」を説明するための資料ですが、今回の補正予算額の説明を兼ねて、12月15日の福祉教育こども常任委員会資料として、上から二つ目「令和5年度（見込み）」のところで、当初予算額等を追記したものです。</p> <p>議員からは、この補正予算に一般財源を充てた経緯や議論について質問がありました。</p> <p>今回の補正については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てたが、交付金を充てられなかった分について、一般財源で補填したもので緊急的な措置であり、基本的には、給食賄材料費は保護者が負担すべきとの考えであると答弁しています。</p> <p>ほかにも質問をいただきましたが、今回の補正に反対される質問ではありませんでした。</p> <p>なお、資料No.1の「学校給食費の改定」については、先月の教育委員会定例会で協議いただいた内容を報告いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
教育長	この件について御意見、御質問等ございませんか。

各委員	(意見、質問等なし)
教育長	続いて、「こども未来部」から報告をお願いします。
幼児課長	<p>幼児課の増井です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>令和6年度認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の利用申込数について報告いたします。</p> <p>資料は、A4横置きの「令和6年度認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の利用申込数」です。横に2・3号の年児ごと、1号の年児ごとに、それぞれ申請数と定員を縦に地区ごとにまとめています。令和5年10月末時点の2・3号の申込数は、0歳児289件、1歳児451件、2歳児556件、3歳児634件、4歳児575件、5歳児612件、合計3,117件です。昨年より90件増加しています。また、1号の申込み数は、3歳児219件、4歳児223件、5歳児281件、合計723件です。昨年より21件減少しています。保育の受入枠の確保としては、わかば幼稚園、能登川あおぞら幼稚園の利用定員を1号、2号の定員内訳を変更し2号を計30人、さくらんぼ幼稚園の2歳児の受入枠15人程度の増を図るほか、保育人材の確保に取り組むなど、一人でも多くの児童が入所できるよう受入枠の確保に努めていきたいと考えています。</p> <p>今後の日程としましては、年内に入所調整を行いまして、1月中旬頃には入所決定を行う予定ですのでよろしくお願いします。</p>
教育長	この件について御意見、御質問等ございませんか。
山本教育長職務代理者	1号の幼稚園は大分空きがあるのに、2号・3号は一杯ですが、これをシフトできないのですか。
幼児課長	申込みの予想をして、できるだけシフトしていくようにしています。この数字は、幼稚園だけの施設の分も含まれており、そこが定員割れをしています。
山本教育長職務代理者	施設にどういった機能を付けないといけないか分かりませんが、こんなにアンバランスなら、工事をして2号・3号の定員にシフトできないかなと思います。
幼児課長	3歳以上児につきまして、認定こども園は施設の1号の空きを2号にシフトできます。あとは保育士の確保ができれば受入態勢が整います。未満児につきましては、申込数に対して施設の整備が足りていない状態ですので、今後整備を進めていけるように検討しています。
教育長	昨年と同じくらいの差が出ていますが、それなりに収まっていますよね。
幼児課長	これは一次選考の申込みで第三希望まで取るのですが、結果通知を見た保護者が1号を選ばれる場合もあります。未満児については、昨年と比べて大分増えている状況です。

教育長 昨年、未満児でそんなに待機が出ていた印象がありません。

幼児課長 結果的に育休延長を選ばれた方もいます。求職活動をしている方が園に入れなかったの  
で、求職しないで自宅で保育をする選択をされる場合もあります。

教育長 それはあまりいいことではないですね。育休延長される方がどれくらいいるのか分かりま  
せんが、これである程度収まるとみていいのですね。昨年の待機は何人でしたか。

幼児課長 昨年は4月1日時点で15人、10月1日時点では増えていまして22人です。  
潜在的待機といい、特定の園に通いたいために待たれる方が100名ほどおられますが、こ  
れは待機数には計上しません。

教育長 待機している人が100人もいるなら、何とかしないといけないですね。解決策としては、  
例えばその園の部屋を増やさないといけないということですよ。毎年そういう方が100人  
くらい待機しているということは、就職しようと思っている人がそれだけずっと家におられ  
るということですね。

幼児課長 いいえ、全てが求職せずに家におられるのではなく、認可外の園に行っておられる方もい  
ます。

教育長 小規模保育所へ行かれる方はこの定員に入っていますか。

幼児課長 入っています。

教育長 能登川の新規認定こども園はいつできますか。

幼児課長 令和7年4月です。

教育長 もう一年先ですね。そうすれば待機は大分減るということですね。

幼児課長 能登川地区については減ると思います。

教育部次長 これからの作業で今年度導入したA Iを使うのですか。

幼児課長 今年度は導入の年ですので、A Iと手作業を同時に進行してA Iがきちんと判定するかを  
確認し、合っていれば来年度からA Iのみとなります。

教育長 よろしいでしょうか。  
それでは、続いて「5その他」に移ります。  
今回、意見交換としまして「中学生議会」で答弁いたしました、「ラーケーションの日」に

## 教育長

ついて、教育委員の皆様から御意見をいただきたいと思ひます。

今回の意見交換に至った経緯と「ラーケーションの日」の概要について、説明をお願いします。

## 生涯学習課長

「ラーケーションの日」につきましては、去る11月12日に開催しました東近江市中学生議会の質問・提言の中で、朝桜中学校の安井夏帆さんから「家族との時間を持つために児童生徒が平日に休める制度をつくる」ことについて提言がありました。

この提言では、本市が取り組んでいる「家族ふれあいサンデー」を例にとり、平日に学校を休める制度ができることで、3つの効果を挙げられています。

①家族との時間を過ごせること、②平日に出掛けることで施設利用者が増えること、③保護者の有給取得率が上がるというものです。

そこで、子どもの学び（学ぶ）と保護者の休み（バケーション）を組み合わせ、「マナバケーション」と名付けて制度化してはどうかというものでした。また、休んだ分の学習は、タブレットを活用し、後日、学校の授業を動画配信で学習することを提案されています。

これに対する教育長の答弁で、「児童・生徒の主体的な学びや保護者の有給休暇取得にもつながる大変よい取組だと考えており、本市の教育委員会定例会で教育委員さんに意見を求めたいと考えている。」というお話がありました。

こうしたことから、本日、意見交換の時間を設けました。

意見交換の前に、これに似た取組を愛知県が「ラーケーションの日」【子どもの学び（ラーニング）と保護者の休暇（バケーション）の組み合わせ。】として導入している事例がありますので、学校教育課の林主幹からその事例を紹介していただきます。

## 学校教育課主幹

それでは、「ラーケーションの日」について説明させていただきます。

ラーケーションは、平日に校外（家庭や地域）で、保護者とその児童生徒がともに活動し、それが欠席扱いとならない取組です。全国では愛知県が既に実施しています。

この制度の目的は、ワークライフバランスの充実、生産性向上による地域の活性化です。また土曜日、日曜日に働いている家庭も多く、それらの家庭でも平日の保護者が休みの日に、子どもと一緒に活動ができる点があります。

留意点については、現在実施している愛知県によると、①1週間前までに保護者から届出が必要です。②「出席停止・忌引き等」と同じ扱いで、欠席扱いとはならないが、その日に実施される各授業の出欠記録については、出席扱いとはならず出席停止扱いとなります。③ラーケーションを取ることで、受けられない授業の内容は、自習等により補う必要がある。病気等による欠席の際と同様に、学校から指示が出る場合もあります。④学校行事の日や考査期間など、ラーケーションを取ることができない日（期間）があります。この期間は各学校が定めています。⑤取得できる日数は1年間に3日です。

考えられる課題もあります。①大きなイベント（万博など）で、ラーケーションの届が集中した場合、出席している児童生徒だけで授業が成立するのか。また、同じように、児童生徒の保護者である教員のラーケーションの届が集中してしまう場合はどうするのか。②授業が受けられない日の授業内容の補充が自習だけで十分なのか。十分でない判断した場合、別に補習授業などを実施することができるのか。③平日に休みをとれない保護者など、この制度が活用できない家庭への配慮はどうするのか。といった3点です。説明は以上です。

教育長	<p>大体何となくお分かりいただけましたでしょうか。皆さんから御意見があればお願いします。</p>
山本教育長職務代理者	<p>こんなことを今まで考えたことがありませんでした。資料をいただいたときにはじめて「ラーケーション」という言葉を知りました。</p>
青地委員	<p>質問ですが、この取組は中学生議会にも出され、教育長も前向きに考えておられて、滋賀県知事も県の教育長も前向きに検討すると発言されています。ただ、県の教育長が言われていたことは的を射ていると感じています。非常に良い取組ですし、一つの方策として親に子どもたちと体験する機会を持つことを後押ししていくという意味では良いと思いますが、非常に課題が多いと捉えています。安易に決めていかず、いろいろ整理していただかないといけないというのが私の感想です。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。県の教育長も家庭の状況等を配慮する必要があるだろうということ、教職員の負担の問題などを挙げられていたかと思いますが、県議会のやり取りでは、それは懸念される事項であって、できない理由ではないという意見が出ていました。</p>
青地委員	<p>もう一点、どこにも書かれていないことで、私自身が取組について気になることは、家庭がそれぞれ違いますから、この制度を利用できる家庭もあれば利用できない家庭もあります。家庭の格差、あるいは地域の格差、職場の格差、職場がそれをどれだけ理解しているかなど社会的な部分の取組についての課題も大きいと思います。</p> <p>私は、元教師という立場で考えると、子どもたちがそれを取り入れたときにどういう状況になるか予想してみました。取れる子どもと取れない子どもがいた場合、子ども間同士で何かが生じてこないかということが非常に気になります。</p> <p>学習面も気になります。先生が毎時間授業の様子を動画で撮れるのか。対象の子どもがいつ休むのか決まっていて、その授業を補充するために動画を撮るのでしたら、全部撮っていないといけないということですので、これは先生にとっても非常に大きな課題になるかと思いました。</p>
篠原委員	<p>私は保護者の立場として考えると、いいなと思っています。やはり、青地委員が言われるとおり取れる家庭、取れない家庭がありますが、実際にできる家庭は既に休ませて行っていて、子どもたちも理解していると思いますので、今からそれほど格差を気にしなくていいのではないかと思います。</p> <p>逆に、休日に休みが取れない家庭の子どもたちが、親と一緒に出かけられるということの方が価値が高いのではないかと思います。</p>
沖田委員	<p>別にその家庭の子どもだけでなく、子どもの友達も一緒に行くこともできるのですね。</p> <p>家族で何かをする、または家族も友達も一緒に行くということでは、こういう日が年に何日かあれば良いと思います。もちろん格差はあると思いますが、いろいろな工夫で克服できるのではないのでしょうか。</p>

沖田委員	<p>例えば博物館や城跡などを誰かが声をかけて見に行く等いろいろな方法があると思いますが、経費が発生したりしますのでどこかで歯止めは必要だと思います。非常に教育的な配慮で農業体験、ものづくり等ありますので、単なる物見遊山ではなく、何らかの歯止めも考えておく必要があると思います。原則的には賛成です。</p>
教育長	<p>何かコメントはありますか。</p>
学校教育課主幹	<p>愛知県教育委員会に問合せ、先ほど出た課題について尋ねました。</p> <p>一つ目の課題、ラーケーションの届が集中した場合はという点ですが、現時点まではそういうケースはなかったので、特に大きな問題とはなっていないということでした。</p> <p>二つ目の課題、授業が受けられない日の授業内容の補充についてという点ですが、学校の負担になるので、補習授業などは学校には求めていないということでした。ラーケーションは絶対に取りたくないといけないものではありません。ラーケーションを取るということは、学校を休んででもラーケーションを取る意義があると保護者が判断されたので、保護者の責任で取られているということです。</p> <p>また、高校でもこの制度を実施されており、専門科などで、休むことが生徒にとって大きなデメリットとなる実習がある日などは、ラーケーションが取得できない日となっているということでした。</p> <p>三つ目の課題、取れない家庭への配慮はどうするのかという点ですが、そういう心配も理解はできるので、今後考えていかないといけないかもしれないということでしたが、先ほど篠原委員が言われたとおり、実質はそれぞれの御家庭において自己判断で休みを取っていることも多いので、特にそのような心配はしていません。</p> <p>また、実際この制度を活用しているのは10パーセントに満たない現状だと話されていました。以上を追加で報告させていただきます。</p>
篠原委員	<p>韓国で実施されているらしく、現状ははっきり知りませんが、親と子どもが行き先や乗り物などのことをしっかりと調べて申請をしていると聞きましたので、できれば簡単な申請書を書けばいいのではなく、どんなことをしたなどの結果を提出して、行った価値を皆さんに共有できるくらいのものにすればいいのではないかと思います。</p>
学校教育課主幹	<p>そういったこともあったようですが、そうすれば余計に取らない子どもが出てきて、プライベートな旅行を全て言わないといけないのかという御意見もあるということはおられました。</p>
沖田委員	<p>親が教育的な意味があると理解すれば認めるということですね。私も以前アメリカにいたときに、「ワゴントレイン」と言いまして、幌馬車で東部から西部へ行きます。登校拒否とか非行に走った子どもを連れ、教育委員会の許可を得て、親、家族が一年間かけて幌馬車隊のようにしていると聞き驚きました。それほど親が子どもの教育に責任を持つということですよ。その時に教科書等の内容を親が責任を持って教えられるかということ、あらかじめ教育委員会が判断されるということを知ったことがあります。すごい制度だと思ったのですが、それと比べれば1年間に3回ですよ。これは親が教育的配慮の下に子どもを連れてい</p>

沖田委員	<p>くということは、また違った教育効果が出るかもしれません。マイナス面もありますが、カバーできるようなプラス面もあるかもしれません。</p>
青地委員	<p>私自身は決して反対ではないです。ただ、そういうことも考えておかないと駄目だなということを提言させていただきました。</p> <p>実は愛知県へも問合せをしています。保護者に聞いています。保護者がどう受け止めているかいくつか声を聞かせてもらっています。皆さんが言われるように、既にされているところはあり、親としてそういうことも考えて動いているし、休みを取って子どもを連れて行ったりもするということでした。昔のように欠席したからどうということは気にもしていない状況の中で動いている。ある意味これは、親の意識を高めるために呼び掛けているような気がしました。</p> <p>どちらにしても意味のあることだと思いますし、D Xと同様にやる人、できる人、できない状況の人と当然あると思うので、選択肢を一つ作るという意味では意味があるのではないかと考えています。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>冒頭申し上げましたように、やはり家族というのは年齢を重ねるたびに薄らいでいくという感じがします。そういう家族のつながりを少しでも深めていけるような場面を増やさないとこれからの時代難しいのかなと思います。確かにいろいろな家庭があります。逆に言えば、いろいろな家庭があるので、少しそういったものを見直す機会にさせていただければと感じます。これについては、県が何らかの形を出してくるかと思しますので、それに足並みをそろえる形ができればと思っていますので、また御相談させていただきたいと思っています。</p>
篠原委員	<p>これはこの方がせっかく発表してくださったので、東近江市が先行して行うことはできないのですか。ここまで提案をしっかりと考えてしてくれているのでと思いました。</p>
教育長	<p>できますが、県が行うと言っていますので、今後はまた部内で検討していきたいと思いません。</p> <p>続いて、各課から報告をお願いします。</p>
各課報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育研究所だよりNo.243（教育研究所）</li> <li>●報告事項（生涯学習課）</li> <li>●報告事項（図書館）</li> </ul>
教育長	<p>各課からの報告について、御意見等がございましたらお願いします。</p>
各委員	<p>（意見、質問等なし）</p>
教育長	<p>以上で、全ての案件が終了しました。全体を通して、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>次回の令和6年第1回定例会は、令和6年1月22日（月）午後1時00分から「市役所東庁舎 東D会議室」で開催しますので、よろしくをお願いします。</p>

教育長

また、令和6年第2回定例会につきましては、定例会の後に懇親会を予定しております。委員の皆様には、事務局から事前に御予定を確認させていただきまして、2月26日（月）午後3時30分から開催ということで決めさせていただきました。懇親会ともに御出席いただきますようお願いいたします。

ここで、事務局から当面の日程について連絡があります。

事務局

（連絡事項）

教育長

それでは、以上をもちまして、令和5年第12回教育委員会定例会を終了させていただきます。

会議終了

午後3時10分

会議録署名委員

---

会議録署名委員

---

教 育 長

---